

(参考) 仮陸揚貨物等に係る事前報告の要否について

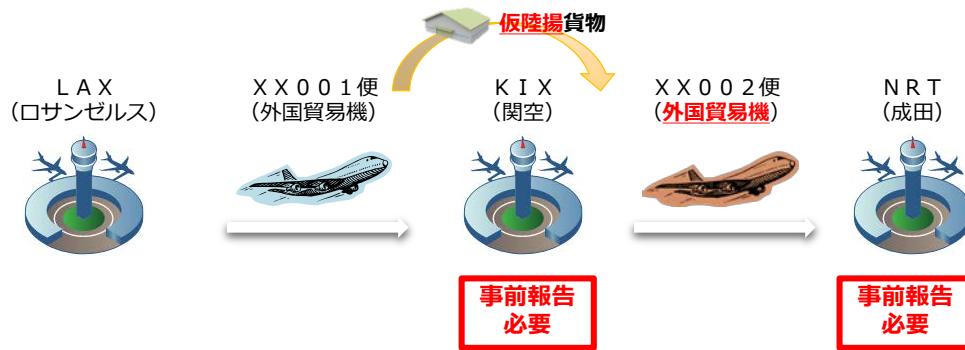
ルート① 日本仕向貨物（経由なし）



概要

到着空港を仕向地とする貨物については、積荷目録事前報告が必要。

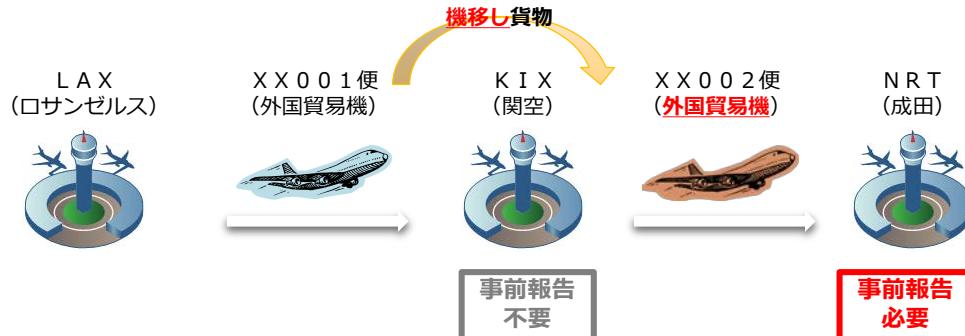
ルート② 日本仕向貨物（経由あり：仮陸揚貨物）



概要

関西空港（KIX）に到着し、**仮陸揚**の後、**外国貿易機**に搭載して成田空港（NRT）へ運送する貨物は、関西空港及び成田空港において積荷目録事前報告が必要。

ルート③ 日本仕向貨物（経由あり：機移し貨物）

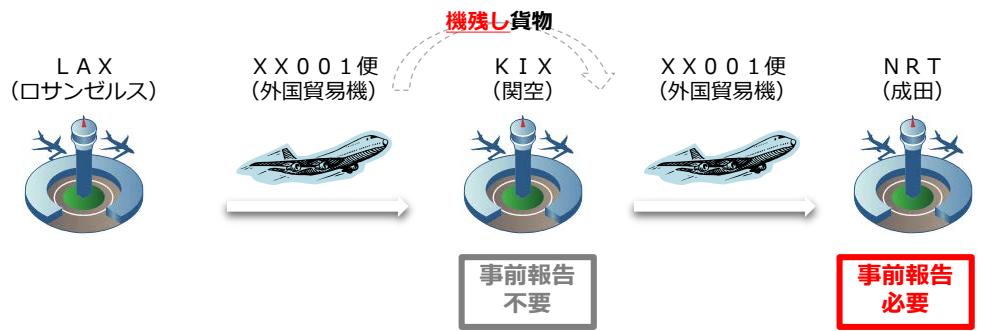


概要

関西空港（KIX）に到着し、**機移し**で**外国貿易機**に搭載して成田空港（NRT）へ運送する貨物は、関西空港における積荷目録事前報告は不要。成田空港における積荷目録事前報告は必要。

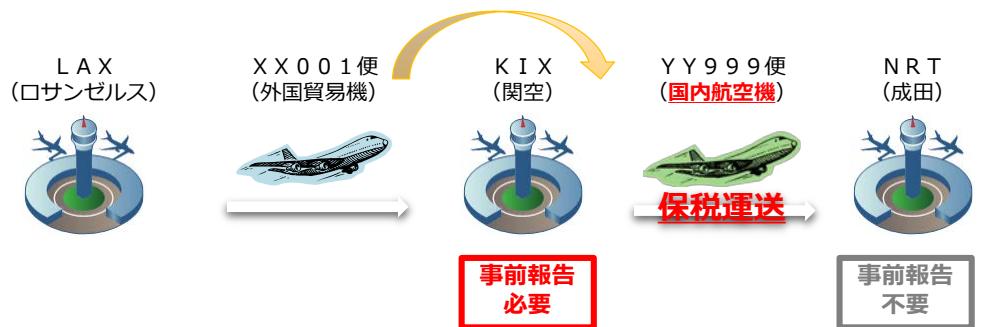
(※) 本資料における「機移し」とは外国貿易機に対するものであり、国内航空機に対するものは含まれません。以下同じ。(国内航空機を含む場合は、ルート⑤又は④となります)

ルート④ 日本仕向貨物（経由あり：機残し貨物）



概要
関西空港（K I X）に到着し、外国貿易機から取卸すことなく成田空港（N R T）へ運送する貨物は、関西空港における積荷目録事前報告は不要。
成田空港における積荷目録事前報告は必要。

ルート⑤ 日本仕向貨物（経由あり：保税運送貨物）

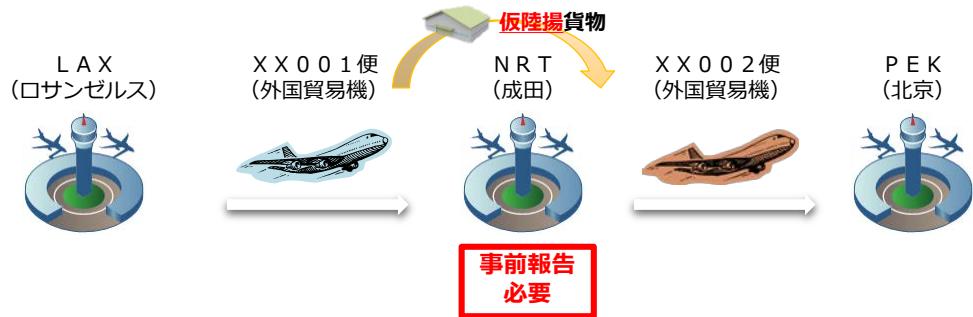


概要
関西空港（K I X）に到着し、**国内航空機**（又は**トラック等**）による**保税運送**にて成田空港（N R T）へ運送する貨物は、関西空港における積荷目録事前報告が必要。
成田空港における積荷目録事前報告は不要。（運送具が「外国貿易機」ではないため）

（※）関西空港から成田空港までは必ず**保税運送申告**が必要となります。



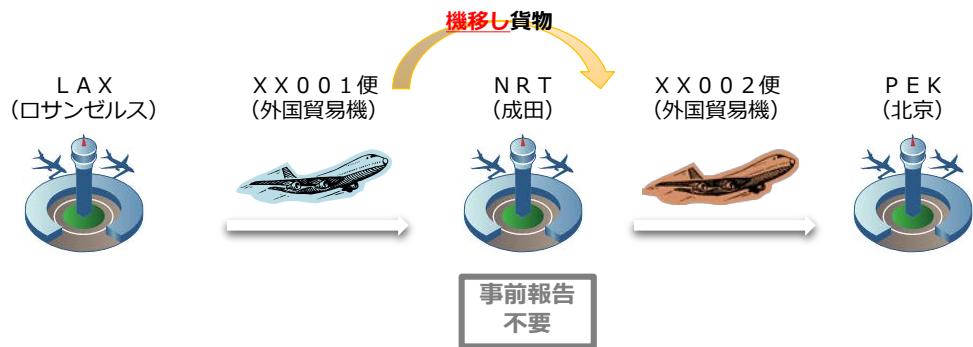
ルート⑥ 外国仕向貨物（経由なし：仮陸揚貨物）



成田空港（N R T）に到着し、**仮陸揚**の後、外国貿易機に搭載して外国へ向かう貨物は、成田空港において積荷目録事前報告が必要。

概要

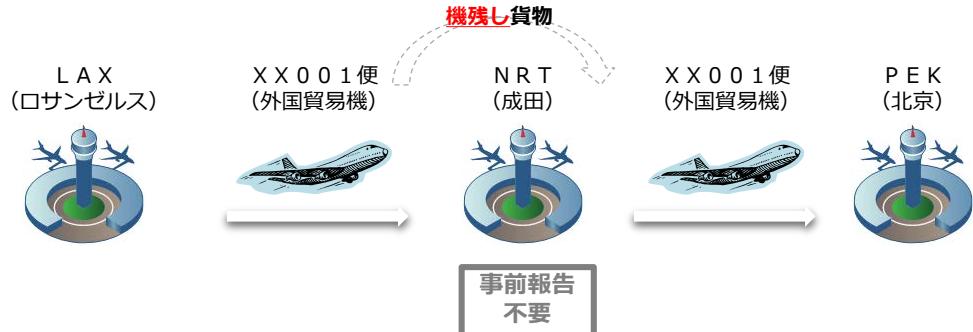
ルート⑦ 外国仕向貨物（経由なし：機移し貨物）



成田空港（N R T）に到着し、**機移し**で外国貿易機に搭載して外国へ向かう貨物は、成田空港における積荷目録事前報告は不要。

概要

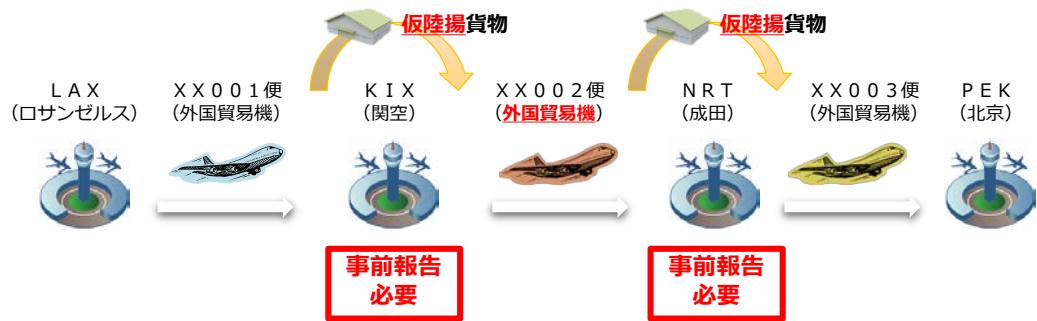
ルート⑧ 外国仕向貨物（経由なし：機残し貨物）



成田空港（N R T）に到着し、外国貿易機から**取卸すことなく**外国へ向かう貨物は、成田空港における積荷目録事前報告は不要。

概要

ルート⑨ 外国仕向貨物（経由あり：仮陸揚・仮陸揚貨物）



概要

関西空港（K I X）に到着し、**仮陸揚**の後、**外国貿易機**に搭載して成田空港（N R T）へ運送する貨物は、関西空港における積荷目録事前報告が必要。

その後成田空港にて**仮陸揚**の後、外国貿易機に搭載して外国へ向かう貨物は、成田空港における積荷目録事前報告についても必要。

ルート⑩ 外国仕向貨物（経由あり：機移し・機移し貨物）



概要

関西空港（K I X）に到着し、**機移し**で**外国貿易機**に搭載して成田空港（N R T）へ運送する貨物は、関西空港における積荷目録事前報告は不要。

その後成田空港にて**機移し**で外国貿易機に搭載して外国へ向かう貨物は、成田空港における積荷目録事前報告についても不要。

ルート⑪ 外国仕向貨物（経由あり：機残し・機残し貨物）



概要

関西空港（K I X）に到着し、外国貿易機から**取卸すことなく**成田空港（N R T）へ運送する貨物は、関西空港における積荷目録事前報告は不要。

その後成田空港においても**取卸すことなく**外国へ向かう貨物は、成田空港における積荷目録事前報告についても不要。

ルート⑫ 外国仕向貨物（経由あり：仮陸揚保税運送貨物）



概要

関西空港（K I X）に到着し、**假陸揚**の後、**国内航空機**（又は**トラック等**）による**保税運送**にて成田空港（N R T）へ運送する貨物は、関西空港における積荷目録事前報告は必要。
成田空港における積荷目録事前報告は不要。（運送具が「**外国貿易機**」ではないため）

ルート⑬ 外国仕向貨物（経由あり：機移し・仮陸揚貨物）



概要

関西空港（K I X）に到着し、**機移し**で**外国貿易機**に搭載して成田空港（N R T）へ運送する貨物は、関西空港における積荷目録事前報告は不要。
その後成田空港にて**假陸揚**の後、**外国貿易機**に搭載して外国へ向かう場合には、成田空港における積荷目録事前報告は必要。

ルート⑭ 外国仕向貨物（経由あり：機残し・仮陸揚貨物）



概要

関西空港（K I X）に到着し、**外国貿易機**から**取卸すことなく**成田空港（N R T）へ運送する貨物は、関西空港における積荷目録事前報告は不要。
その後成田空港にて**假陸揚**の後、**外国貿易機**に搭載して外国へ向かう場合には、成田空港における積荷目録事前報告は必要。